

附属機関等の運営に関する基本事項

(令和4年4月1日時点)

【所管局：福祉保健局】

機関名称	東京都生活衛生審議会
機関種別	附属機関
設置根拠 法令等	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第58条、東京都生活衛生審議会条例
設置年月日	昭和33年10月1日
機関の目的 ・所掌内容	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づき、理容、美容業等の衛生上の措置の基準等に関する調査審議を行う。
委員数	13人 (うち、女性委員数 2人)
会議公開	公開
会議 非公開理由	-
議事録公開	公開
議事録を非公開と する場合の理由	-
備考	-
HPのURL	http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kankyo/eisei/seiei_shingikai/index.html
問い合わせ先	福祉保健局健康安全部環境保健衛生課 電話番号：03-5320-4385 FAX番号：03-5388-1426